

紀の川都市計画用途地域の決定に伴う屋外広告物規制の変更について

和歌山県では良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、和歌山県屋外広告物条例により県内全域（和歌山市を除く）について禁止地域及び許可地域（第1種地域、第2種地域、第3種地域）を定め、地域の特性に応じた屋外広告物の規制を行っています。

この度、紀の川都市計画用途地域の決定に伴い、令和2年4月1日より、紀の川市の一部の地域において、和歌山県屋外広告物条例に基づく禁止地域及び許可地域の適用が変更されます。

つきましては、良好な景観の形成のため、ご理解、ご協力いただきますようお願いします。

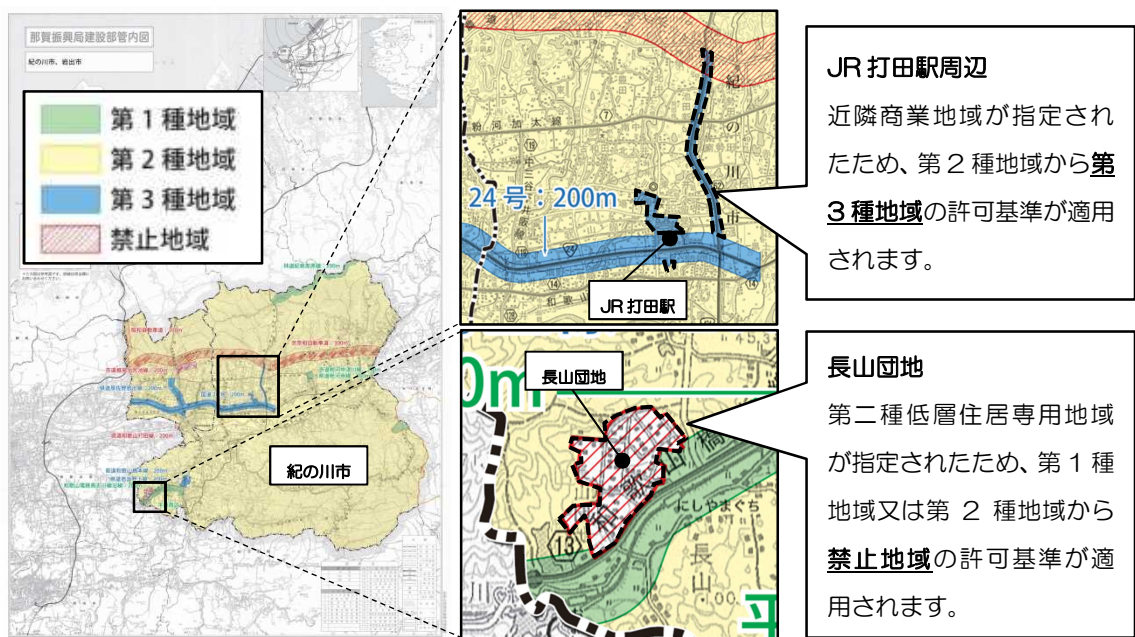


図1) 紀の川都市計画の決定に伴い禁止地域及び許可地域の適用が変更される地域

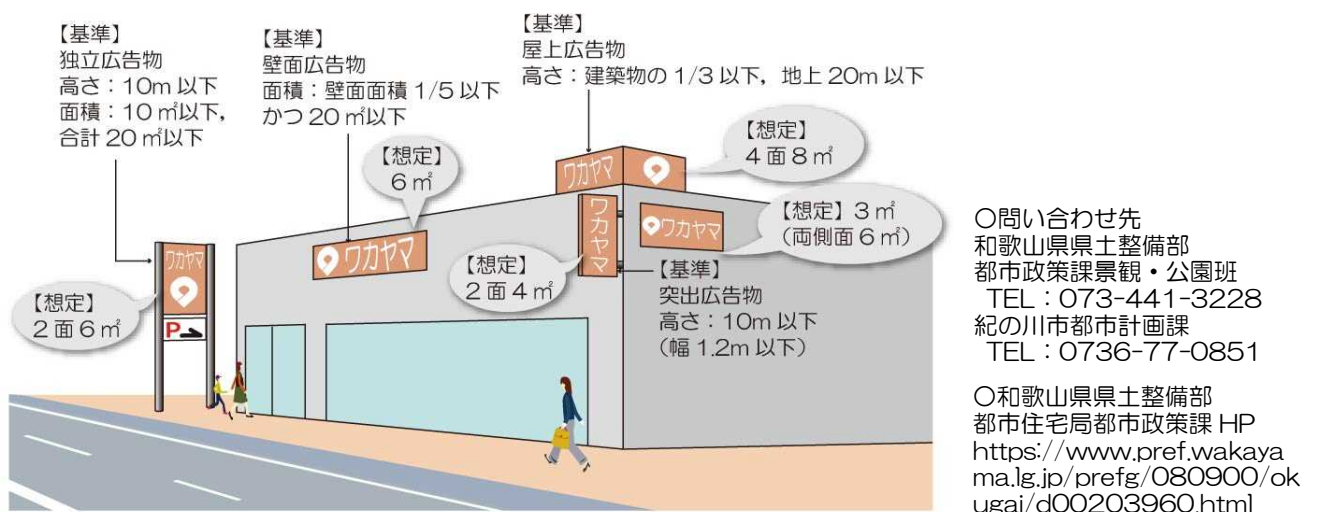


図2) 禁止地域の許可基準の例（自家用広告物の場合）

○問い合わせ先
和歌山県県土整備部
都市政策課景観・公園班
TEL：073-441-3228
紀の川市都市計画課
TEL：0736-77-0851

○和歌山県県土整備部
都市住宅局都市政策課 HP
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/okugai/d00203960.html>

○和歌山県屋外広告物条例（抜粋）

（禁止地域等）

第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域を除く。

○屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（許可地域等の区分）

第 2 条の 2 条例第 5 条第 2 項の規定による地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

- (1) 第 1 種地域 次に掲げる地域又は場所

ア 和歌山県景観条例(平成 20 年和歌山県条例第 21 号)第 5 条第 2 項の規定により定められた特定景観形成地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

イ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間

ウ 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

エ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域

- (2) 第 2 種地域 前号の第 1 種地域及び次号の第 3 種地域以外の地域又は場所

- (3) 第 3 種地域 次に掲げる地域又は場所

ア 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

イ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間

ウ 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

エ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域